

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月16日（平成28年（行情）諮問第498号）

答申日：平成30年1月22日（平成29年度（行情）答申第429号）

事件名：「平成28年度認定社内検定の拡充・普及促進事業」企画競争に関して契約候補者が提出した企画書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年4月25日付け厚生労働省発能0425第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、公開するとの決定を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求人が開示請求した文書の一部を不開示と決定した処分のうち、その理由の一部を法5条2号イとした処分は、法の解釈適用を誤ったものであると考えるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人では、平成28年3月17日付けで、処分庁に対して、法3条に基づき、「企画競争案件、平成28年度認定社内検定の拡充・普及促進事業の募集に際して、契約候補者が提出した企画書等の書類一式」に係る開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年5月9日付け（同月11日受付）で本件審査請求を提

起したものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ及び4号に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求は、「企画競争案件、平成28年度認定社内検定の拡充・普及促進事業の募集に際して、契約候補者が提出した企画書等の書類一式」に関して行われたものであり、平成28年度の認定社内検定の拡充・普及促進事業（以下「本件事業」という。）の契約候補者から提出された以下のアないしカの書類を本件開示請求対象行政文書として特定した。なお、本件事業の企画競争入札への応募に際して必要な提出書類は、「認定社内検定の拡充・普及促進事業に係る企画書募集要領」（以下「募集要領」という。）中「VII 企画書等の提出書類」に記載されており、特定した本件開示請求対象行政文書と一致するものである。

ア 委託事業に係る企画書（以下「企画書」という。）

契約候補者が本件事業を受託するにあたり、企画した事業内容（事業を効果的に実施するための戦略、事業主への具体的な支援方法等）が記載された文書である。具体的には、（ア）表紙、（イ）本企画書の構成、（ウ）「認定社内検定の拡充・普及促進事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき記載した事業内容等（以下「事業内容等」という。）、（エ）連絡先、により構成されている。

イ 経費内訳書（見積書）

本事業を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）が記載された内訳書である。

ウ 直近の「概算・確定保険料申告書」及び直近2年間の厚生年金保険、全国健康保険協会官掌保険等又は船員保険の保険料の領収書の写し（以下「社会保険等関係資料」という。）契約候補者における直近の労働保険料及び社会保険料の納付状況が記載された文書である。

エ 提案企業・団体に関する概要

契約候補者の法人概要（代表者、役員及び従業員数・資本金等）が記載された文書である。

オ 委託事業を適正に実施するための経営基盤等を把握できる資料

契約候補者の直近3期の財務状況が記載された文書である。

カ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）

契約候補者が本件事業の契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者に該当しない旨を誓約した文書である。

(2) 本件事業について

事業主等がその雇用する労働者を対象として、職業能力を評価するために実施する社内検定については、企業内における労働者の主体的な能力開発を促し、労働生産性を高めるために有効であるものの、検定構築に向けた支援体制が乏しい状況にある。

このため、本件事業により、社内検定を構築し認定を受けようとする事業主等を支援するための体制を整備し、認定社内検定の大幅な拡充・普及促進を図ることを目的とする。

なお、本件事業は、平成28年度から開始されており、広く一般に公示を行った上で、落札希望事業者から提出された提出資料により企画競争を行い、受託者を選定することとされているものである。

※ 社内検定認定制度

事業主等がその雇用する労働者を対象として実施している職業能力検定のうち、一定の基準を満たし、技能振興上奨励すべきものを厚生労働省が認定する制度。昭和59年から実施しているが、認定数は平成28年4月1日現在、47事業主等に止まっている。

(3) 原処分における不開示部分について

ア 企画書

表紙に記載された厚生労働省担当部署名、日付及び契約者名以外の情報を不開示とした。

イ 経費内訳書（見積書）

見積金額及び経費内訳を不開示とした。

ウ 社会保険等関係資料

①健康保険料、②厚生年金保険料、③子ども・子育て拠出金、④介護保険料、⑤労働保険料、⑥労働保険料算定基礎額、⑦労働保険料率、⑧労災保険料率、⑨雇用保険被保険者数、⑩免除対象高年齢労働者数、⑪法人代表者及び健康保険組合の印影、⑫銀行口座番号、並びに⑬労働保険番号を不開示とした。

エ 提案企業・団体に関する概要

役員の年齢及び生年月日を不開示とした。

オ 委託事業を適正に実施するための経営基盤等を把握できる資料全部を開示している。

カ 誓約書

法人及び法人代表者の印影を不開示とした。

(4) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の該当性について

(ア) 企画書

企画書のうち事業内容等には、仕様書に基づき設置することとなる会議体、事務局等に係る記載が含まれている。当該部分には、個人名等の法5条1号に係る情報が記載されており、これらは同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないものである。

また、連絡先に記載されている契約候補者の担当者職氏名及びメールアドレスについては、個人に関する情報であり、法5条1号に該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないものである。

(イ) 提案企業・団体に関する概要

提案企業・団体に関する概要に記載されている役員の氏名等については、法5条1号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。このうち、年齢及び生年月日は、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないものである。

イ 法5条2号イの該当性について

(ア) 企画書

a 表紙

表紙については、一般的な記載にとどまり、法5条2号イの不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

b 本企画書の構成

本企画書の構成においては、次葉以降の企画書の構成として、①仕様書中「3 企画書に記載する内容」に基づく構成、②仕様書に基づかない①の一部に係る具体的な構成、③各構成の該当頁数、が記載されている。このうち、②及び③については、下記cのとおり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

なお、①については、仕様書と同じ内容であり、法5条2号イの不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

c 事業内容等

事業内容等は、契約候補者が本件事業を受託するにあたり、検定制度をはじめとする職業能力評価制度の構築に関するノウハウを基に企画立案した内容である。また、企画書は、募集要領中「V 企画書作成の留意点」において「40ページ以内（表紙、目次を除く）」で作成することとされており、契約候補者は、当該条件の下、各項目にどれだけの頁数を割り当てた上で、どのように企画内容を詳細かつわかりやすく説明するか、契約候補者として選定されるために独自の創意工夫により企画書を作成している。このように、事業内容等についてはその企画内

容だけでなく、審査者に企画内容を的確にわかりやすく伝えるデザイン、文書全体を通した構成についてもノウハウであると考える。

よって、当該部分を開示すると、今後、本件事業や他の類似事業の企画競争において競合関係にある他社が、企画内容に係る情報の加工・剽窃、デザインやアイデアの模倣を行うことにより、契約候補者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

d 連絡先

連絡先には、契約候補者の①所在地、②法人名、③担当部署名、④担当者職氏名、⑤電話番号、ファクシミリ番号、⑥メールアドレス、⑦所在地を示す地図、が記載されている。

このうち、①、②、⑦については、既に契約候補者の法人名を開示していることから、法第5条第2号イの不開示情報に該当せず、新たに開示することとする。

なお、③、④、⑤、⑥については、契約候補者がどのような部署のどのような者を本件事業の担当としたかという情報であり、上記c同様、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(イ) 経費内訳書（見積書）

原処分において不開示とした情報は、契約候補者が本件事業における経費として具体的にどのような項目にどの程度の金額を投じるかという見積もりである。

当該部分を開示すると、契約候補者のこれまで他に知られていない財務状況が明らかとなり、契約候補者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(ウ) 社会保険等関係資料

原処分において法第5条第2号イを理由として不開示とした情報は、①契約候補者が雇用労働者に対して支払った賃金から算定した保険料基礎額及び保険料基礎額に保険料率を乗じて算定した保険料額等（健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、介護保険料）、②労災事故の発生状況を反映した労災保険料率及び労働保険料率、③契約候補者の雇用労働者のうち、雇用保険が適用される労働者数と雇用保険料の免除対象となる高年齢労働者数である。

①について、当該情報を開示すると、競合他社等が公開情報である労働者数等や財務状況と照合することにより、契約候補者における平均賃金額や労務費率が明らかとなる。契約候補者の現下の人事

労務策・経営方針が明らかとなるため、当該情報は、契約候補者の内部管理情報であり、契約候補者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

②について、労災保険料率は、労働保険の保険料等の徴収に関する法律12条3項の規定に基づき、事業場における労働災害の多寡等に応じ、一定の範囲内で労災保険料率を上下させるメリット制により算定される制度となっている。当該情報を開示すると、業種の情報等他の公開情報と照合することにより、労災事故の発生状況を推測することが可能となり、契約候補者における安全管理に関する内部管理情報が明らかとなる。当該情報は、契約候補者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

③について、当該情報を開示すると、競合他社等が公開情報である労働者数等と照合することにより、契約候補者における雇用保険が適用される労働者の割合や高齢労働者の割合が明らかとなる。これにより、契約候補者の現下の人事労務策・経営方針が明らかとなるため、契約候補者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

また、法人代表者及び健康保険組合の印影については、これらが公にされた場合には当該法人等の各種書類の作成等に悪用されるなど、当該法人等の正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

さらに、銀行口座番号についても、公にすることにより悪用されるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(エ) 誓約書

誓約書に記載された、法人及び法人代表者の印影については、上記(ウ)同様、法第5条第2号イの不開示情報に該当する。

ウ 法5条4号の該当性について

(ア) 社会保険等関係資料

原処分において法5条4号を理由として不開示とした情報は、①法人代表者及び健康保険組合の印影、②銀行口座番号、並びに③労働保険番号である。

①については、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号の不開示情報に該

当する。

②についても、公にすることにより、悪用されるおそれがあり、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号の不開示情報に該当する。

なお、③については、法5条4号の不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(イ) 誓約書

誓約書に記載された、法人及び法人代表者の印影については、上記(ア)同様、法5条4号の不開示情報に該当する。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書中「3 審査請求の理由」において、「法の解釈適用を誤ったものである」などと、法5条2号イに基づき不開示とした原処分を取り消しを求める主張を行っている。

本件対象行政文書の不開示情報該当性については、上記3(4)で示したとおりであるため、法の解釈適用を誤った事実は認められず、請求者の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件対象行政文書については、原処分の一部を変更し、上記3(4)イ及びウで開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ及び4号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年8月16日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月8日 | 審議 |
| ④ 平成29年10月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 平成30年1月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を、法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分のうち、その一部を新たに開示としているが、その余の部分については、なお不開示を維持することが妥当であるとしている。

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(2))において、法5条2号イに該当するとして不開示とした部分の開示を求めていることから、本

件対象文書を見分した結果を踏まえ、当該部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 当該文書のうち、2頁には企画書の構成が、3頁ないし40頁には企画内容が記録されている。

(ア) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4）ア（ア）及びイ（ア））において、おおむね以下のとおり説明する。

a 企画書のうち事業内容等には、仕様書に基づき設置することとなる会議体、事務局等に係る記載が含まれている。当該部分には、個人名等の法5条1号に係る情報が記載されており、これらは同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないものである。

また、連絡先に記載されている契約候補者である法人（以下「特定法人」という。）の担当者職氏名及びメールアドレスについては、個人に関する情報であり、法5条1号に該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないものである。

b 企画書は、募集要領中「V 企画書作成の留意点」において「40ページ以内（表紙、目次を除く）」で作成することとされており、特定法人は、当該条件の下、各項目にどれだけの頁数を割り当てた上で、どのように企画内容を詳細かつわかりやすく説明するか、契約者として選定されるために独自の創意工夫により企画書を作成している。このように、事業内容等についてはその企画内容だけでなく、審査者に企画内容を的確にわかりやすく伝えるデザイン、文書全体を通じた構成についてもノウハウであると考えらる。

よって、当該部分を公にすると、今後、本件事業や他の類似事業の企画競争において競合関係にある他社が、企画内容に係る情報の加工・剽窃、デザインやアイデアの模倣を行うことにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(イ) 当該文書のうち、3頁1行目1文字目ないし7文字目は、個人に関する情報には該当せず、また、諮問庁が諮問に当たり新たに開示するとしている部分から推認できる情報であり、これを公にしても、特定法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) その余の部分について、当審査会において、諮問庁より募集要領及び仕様書の提示を受け、確認したところ、募集要領及び仕様書には企画書の構成の細部まで定められておらず、文書全体を通した構成についても特定法人のノウハウであると考えられることから、当該部分を公にすると、当該法人と競合関係にある他者が模倣を行うことにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯せざるを得ない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該文書のうち、41頁の不開示部分には、頁番号、担当者職氏名、メールアドレス、担当部署の名称、電話番号及びFAX番号が記載されている。

(ア) このうち、担当者職氏名及びメールアドレスについては、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法6条1項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) このうち、頁番号については、企画書全体の分量が明らかとなるものの、募集要領において「40ページ以内（表紙、目次を除く）」と定められていることから、これを公にしても、特定法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(ウ) その余の部分は、特定法人の内部情報であり、これらを公にすると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2について

当該文書の不開示部分には、見積金額及びその経費の内訳が記録されている。

当該部分は、特定法人が事業を実施するに当たっての見積金額のほか、本件事業における経費として具体的にどのような項目にどの程度の金額を投じるかという見積りであることから、当該部分を公にすると、当該法人のこれまで他に知られていないノウハウが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めら

れる。

よって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書5について

ア 保険料納入告知額・領収済額通知書，領収済通知書，領収済銀行控及び納入告知書兼領収証書

(ア) 当該文書の不開示部分のうち，納入場所欄には，特定法人の銀行口座番号が記録されている。

当該情報を公にすると，悪用されるなど，当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから，法5号2号イの不開示情報に該当するとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 当該文書の不開示部分のうち，納入告知書兼領収証書には，特定健康保険組合の印影が押印されている。

当該部分は，当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして，それにふさわしい形状をしているものと認められ，これを公にすると，当該組合の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(ウ) その余の不開示部分には，平成26年1月分から平成27年12月分まで（健康保険料，厚生年金保険料及び子ども子育て拠出金（平成27年9月までは児童手当拠出金）に係る保険料領収金額については平成25年12月分から平成27年11月分）の特定法人が雇用労働者に対して支払った賃金から算定した保険料基礎額及び保険料基礎額に保険料率を乗じて算定した保険料額等（健康保険料，厚生年金保険料，子ども・子育て拠出金，児童手当拠出金，介護保険料）が記載されている。

当該情報を公にすると，競合他社等が公開情報である特定法人の労働者数等や財務状況と照合することにより，当該法人における平均賃金額や労務費率が明らかとなり，当該法人の現下の人事労務策・経営方針が明らかとなるため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 概算確定保険料申告書

(ア) 当該文書のうち，「事業（ロ）名称」欄には，諮問庁が諮問に当たり開示するとしている特定法人の労働保険番号と同一の数字が

記載されており、これを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 当該文書のうち、「⑤雇用保険被保険者数」欄には、特定法人の雇用労働者のうち、雇用保険が適用される労働者数が、「⑥免除対象高齢労働者数」欄には、雇用保険料の免除対象となる高年齢労働者数が記載されている。

当該情報を公にすると、競合他社等が公開情報である特定法人の労働者数等と照合することにより、当該法人における雇用保険が適用される労働者の割合や高齢労働者の割合が明らかとなり、上記ア(ウ)と同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 当該文書のうち、「事業主」欄には、特定法人の印影が押印されており、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) その余の部分は、金額、労災保険に係る拠出金率及び保険料率が記録されている。

当該部分を公にすると、特定法人のこれまで他に知られていない雇用管理状況及び財務状況が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書6について

当該文書の不開示部分には、特定法人の印影が押印されており、上記(3)ア(イ)と同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙 1

「平成 28 年度認定社内検定の拡充・普及促進事業」企画競争に関して
契約候補者が提出した以下の文書

- 文書 1 委託事業に係る企画書（1 頁ないし 4 2 頁）
- 文書 2 経費内訳書（4 3 頁及び 4 4 頁）
- 文書 3 提案企業・団体に関する概要（9 5 頁及び 9 6 頁）
- 文書 4 委託事業を適正に実施するための経営基盤等を把握できる資料
（9 7 頁及び 9 8 頁）
- 文書 5 直近の「概算 確定保険料申告書」及び直近 2 年間の厚生年金保
険，全国健康保険協会官掌保険等又は船員保険の保険料の領収書の
写し（4 5 頁ないし 9 4 頁）
- 文書 6 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓
約書（9 9 頁）

別紙 2

1. 3 頁 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目
2. 4 1 頁右上の頁番号
3. 9 3 頁の「事業（口）名称」欄